

新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業

全国すべての
保険医療機関が
支給対象です

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象機関

- ・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費となります。

令和2年4月1日から
令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります！

支出済みの費用だけでなく、予定・見込みの費用も合わせて概算額で申請することも可能です。この場合、事後に実績

● 補助を受けるための流れ

- ① 補助の対象経費を計算してください。
- ② 申請書等を作成してください。申請書類等は原則としてオンラインにより提出します。

申請は1回のみです！

申請書は、厚生労働省や宮城県のホームページ等からダウンロードします。

※7月14日現在、申請書はまだアップされておられません。

提出方法は、国保連合会へのオンライン申請が想定されています。（レセプトのオンライン請求のシステムを流用）

申請期間は、レセプト請求期間をはずした15日～月末です。

* オンライン請求を行っていない医療機関は、①別のWEB申請窓口を利用、②CD-Rで提出、③紙媒体で提出、も可能とされています。

- ③ 概算額での申請を行った場合、事後に実績報告を行って、終了です。

概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還する必要がありますので、ご注意ください。

「申請書」

令和2年8月1日
宮城県庁 総務部
宮城県庁 総務部 総務課
宮城県庁 総務部 総務課 総務課長 〇〇〇
宮城県庁 総務部 総務課 総務課長 〇〇〇
宮城県庁 総務部 総務課 総務課長 〇〇〇

令和2年新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業（医療機関・薬局等に支給する感染拡大防止等の支援）の交付申請書

概算について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添付して申請する。

- 1 申請額 金17,000,000円
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業（医療機関・薬局等に支給する感染拡大防止等の支援）に関する事業実施計画書

「事業計画書」

品名	数量	単価	金額
マスク	10000	1000	10000000
消毒液	1000	10000	10000000
個人防護具	1000	10000	10000000
その他			
合計			30000000